

# 農業委員会法改正に伴う農業委員の選出方法の変更について

## 1 農業委員会法改正の概要

農業委員会等に関する法律が平成27年9月に改正され、平成28年4月1日より施行された。

### (1) 農業委員会業務の重点化

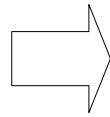
農業委員会の業務の重点は農地利用の最適化であることを明確化

### (2) 農業委員の選出方法の変更

市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更（法8条第1項）

#### 【改正前】

選挙制と市町村長の選任制  
（議会・推薦団体）の併用



#### 【改正後】

議会同意を要件とする  
市町村長任命制へ

## 2 農業委員の定数について

現在の定数（政令上限20人）

選挙による委員	12人
団体推薦(JA)	1人
議会選任	0人
合計	13人

改正後の定数（政令上限27人）

地区団体一般公募	13人
利害関係を有しない者	1人
合計	14人

## 3 農業委員の選考基準について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者（法第8条第1項）

原則として過半が認定農業者であること。（法第8条第5項）

農業委員会の所掌の事項に利害関係を有しない者を含むこと。（法第8条6項）

委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。努力規定（法第8条第7項）

## 4 今後のスケジュール

平成28年12月2日	議会に条例案可決（14人に決定）
平成29年4月1日～28日	委員の推薦・公募（様式：町のホームページに掲載）
4月中旬	候補者の公表（中間）
5月上旬	候補者の公表（終了後）
	候補者評価委員会の実施及び町長への報告
6月上旬	第2回定例町議会へ委員同意の提案
7月20日	町長による委員の任命

◇参考：現農業委員の任期 平成29年7月19日まで

【問合せ先】 士幌町農業委員会 電話 5-5219